

# 第9章

## 文化芸術立国の実現

## 総論

文化庁は、文化芸術創造活動の推進、映画・メディア芸術の振興、あらゆる人々の文化芸術活動と地域における文化芸術の振興、文化財の保存と活用、美術館・歴史博物館・劇場等の振興、日本文化の発信と国際協力への取組、国語施策の推進、外国人に対する日本語教育施策の推進、著作権施策、宗務行政、アイヌ文化の振興等、様々な取組を行っています。

## 第1節 文化芸術振興のための予算，税制措置

### 1 平成29年度文化庁予算の概要

平成29年度予算は、「豊かな文化芸術の創造・活用と人材育成」、「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」、「文化芸術立国実現に向けた文化プログラムの推進及び文化庁の機能強化」、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」及び「文化発信を支える基盤の整備・充実」といった主要施策により、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の重点戦略を推進する内容となっています（図表2-9-1）。

「豊かな文化芸術の創造・活用と人材育成」では、地域の魅力ある文化芸術の取組支援や、子供たちの文化芸術を体験する機会を拡充するため、芸術団体の創造活動への支援の重点化や、文化芸術による子供の育成事業などの施策を推進しています。

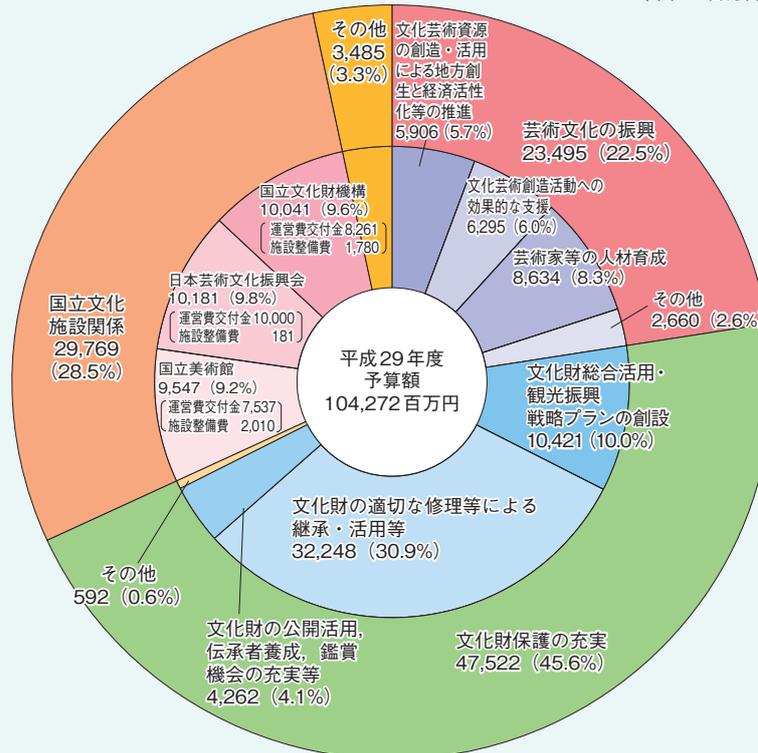
「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」では、「日本遺産」をはじめ文化財を活用した観光振興・地域経済の活性化のための支援や、文化財の修理・整備や防災施設などの充実を図っています。

「文化芸術立国実現に向けた文化プログラムの推進及び文化庁の機能強化」では、地域の文化芸術活動への支援等を通じた多様な文化芸術の発展や文化財の活用を図り、文化プログラムを推進するとともに、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応など文化庁の機能強化を図っています。

「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」では、優れた舞台芸術・メディア芸術などの戦略的発信、文化遺産保護等国際協力の推進、外国人に対する日本語教育の推進を図っています。

「文化発信を支える基盤の整備・充実」では、国立文化施設の整備・充実などを通じて、文化発信の国内基盤を強化し、国民の鑑賞機会の充実を図っています。

(単位：百万円)



(注) 1. 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

## 2 税制措置

### ①障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年度からは障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する特例を創設します。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、年齢・障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができるような環境の整備を図り、共生社会の実現に向けた取組を支援します。

### ②重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）に関する税制措置

「文化財保護法」の改正を前提に、改正法に基づく保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）について、相続税の納税を猶予する特例を創設します。これにより、重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）の海外流出や散逸を防ぎ、次世代への確実な継承と、公開・活用を促進します。

図表 2-9-2 障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設

### バリアフリー化

「建築物移動等円滑化誘導基準※」を満たしたとして、地方公共団体から認定を受けた劇場・音楽堂等（平成30年・31年度内に改修工事を完了したもの）

**劇場・音楽堂等**

※建築物移動等円滑化誘導基準…  
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、一定規模以上の建築物が通常満たすべきとされる基準に、更に要件を過重したもの。  
 高齢者や障害者が建築物をより円滑に利用できるためのバリアフリー内容が規定されている。

<例>・車いす使用者同士がすれ違える**廊下の幅の確保**  
 ・車いす使用者用の**トイレが各階にある** など

**固定資産税・都市計画税  
1/3減額**

(改修工事を完了の翌年から2年間)

(参考) 劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の例

車いす用の広い鑑賞スペース・通路



安全に階段を利用するための手掛け

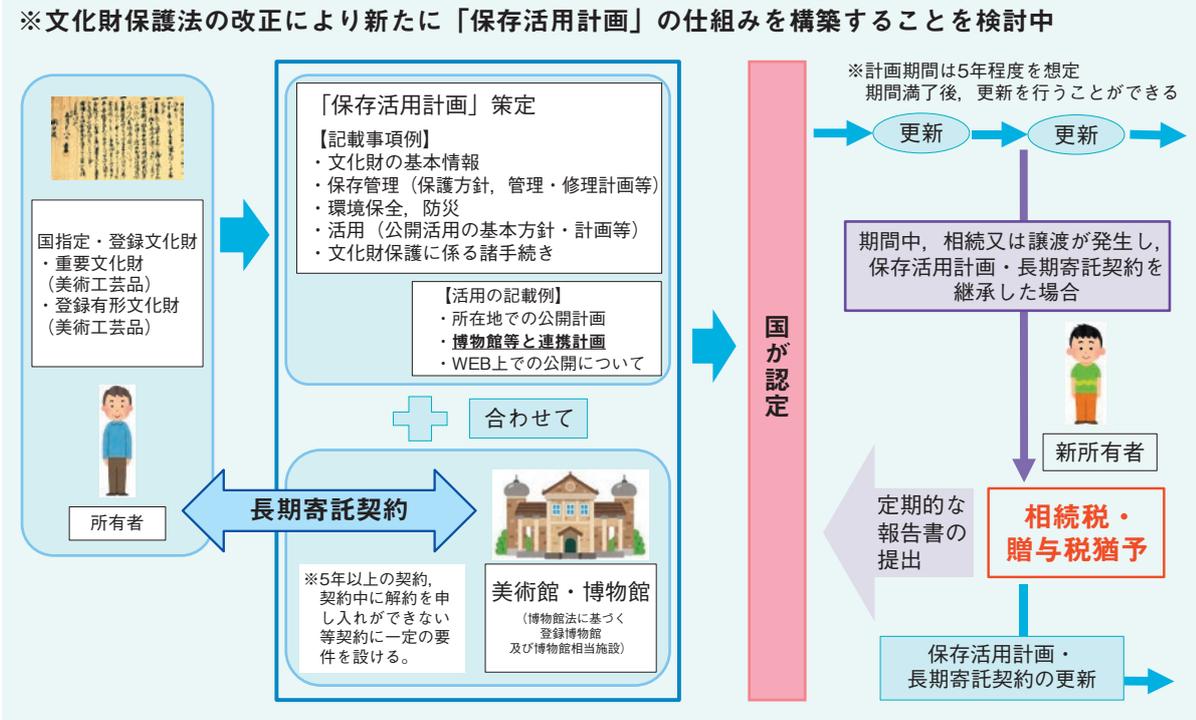


段差のない広い廊下



ミュージア川崎シンフォニーホール 提供

図表 2-9-3 重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）の保存活用計画スキーム図（イメージ）



## 1 文化芸術創造活動の活性化支援

### (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化庁は、我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった分野の芸術水準の向上の直接的な牽引力となる公演を重点的に支援するとともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進しています。平成29年度は、年間活動支援型33団体、公演事業支援型163件を支援しました。

また、実演芸術の水準向上のための取組や、障害者の優れた芸術活動の調査研究や海外への発信等を、芸術団体等からの企画提案を受けて行う「戦略的芸術文化創造推進事業」では、27件の取組を実施しました。

### (2) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立されました。芸術文化振興基金は、政府から出資された541億円と民間からの寄附金約132億円計約673億円を原資としています。芸術文化振興基金の運用益は、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、芸術文化振興基金の拡充に努めています。

#### 〈芸術文化振興基金からの助成額（平成29年度）〉

- 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造・普及活動：7億1,225万円
- 地域の文化振興を目的として行う活動：2億6,149万円
- 文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動：9,972万円

## 2 新進芸術家等の人材育成

文化庁は、世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受け、これまで多数の優秀な芸術家などを輩出しています（[図表2-9-4](#)）。

図表 2-9-4 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画 昭和42年度
森下 洋子	舞踊：バレエ 昭和50年度
絹谷 幸二	美術：洋画 昭和52年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽 昭和59年度
野田 秀樹	演劇：演出 平成4年度
諏訪内晶子	音楽：器楽 平成6年度
野村 萬斎	演劇：狂言師 平成6年度
崔 洋一	映画：監督 平成8年度
鴻上 尚史	演劇：演出 平成8年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス 平成13年度
酒井 健治	音楽：作曲 平成16年度
長塚 圭史	演劇：演出 平成20年度
田中 功起	美術：現代美術 平成21年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ 平成21年度

### 3 文化庁芸術祭の開催

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。平成29年度は、オープニング公演としてオペラ「神々の黄昏」を上演したほか、バレエ、演劇、音楽、歌舞伎、能楽、文楽、舞踊、大衆芸能、アジア・太平洋地域の芸能等の10の主催公演を実施しました。

また、演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門には174件、テレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門には122件が参加しました。各部門における審査の結果、優れた公演・作品に対して、文部科学大臣から芸術祭各賞が授与されました。



平成29年度「文化庁芸術祭」主催公演  
新国立劇場オープニング公演  
オペラ「神々の黄昏」

### 4 企業による芸術文化活動への支援

#### (1) 企業の取組の顕彰

公益社団法人企業メセナ協議会は、企業によるメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の活性化を目的として平成2年に設立されました。多様なメセナ活動を顕在化し、その社会的意義を発信するメセナ認定制度「This is MECENAT」と、優れた活動を表彰する「メセナアワード」を連動して運営しています。文化庁は、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、「メセナアワード」において、芸術文化振興に大きく貢献し、地域活性化や次世代育成に関わるメセナ活動を顕彰しています。

#### (2) 民間の寄附の促進

公益社団法人企業メセナ協議会は、民間の芸術文化活動への寄附を促進するため、「2021芸術・文化による社会創造ファンド（2021 Arts Fund）」および「助成認定制度」を運営しています。

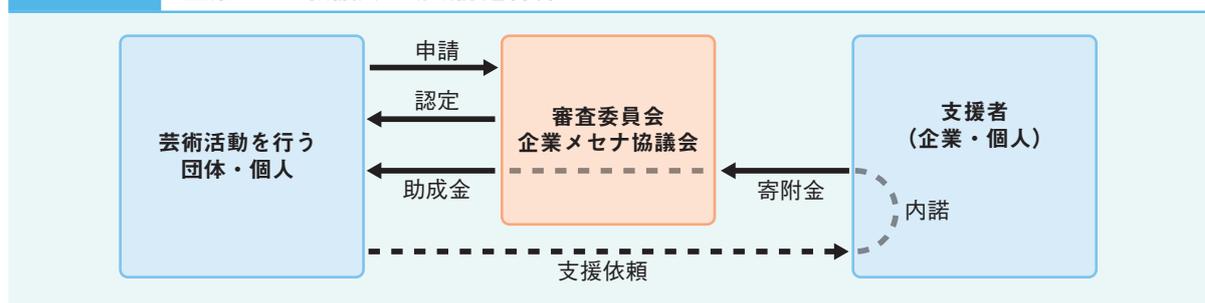
### ① 2021 芸術・文化による社会創造ファンド（2021 Arts Fund）

2020（平成32）年から先の文化創造に資するため、地域文化振興及び芸術・文化による地域創造、芸術・文化を通じた国際交流及び日本文化の国際発信、芸術・文化及びこれを通じた社会創造を担う人材育成を重点として、寄附者の意向に応じた目的別ファンドを設置するとともに、目的を達成するための寄附コーディネートをを行っています。また、当ファンドの目的に合致し採択された文化芸術活動は、当ファンドを通じて寄附募集をすることができます。

### ② 助成認定制度

民間寄附を税制面から促進するための制度です。この制度の認定を受けた文化芸術活動に対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除又は税額控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます（図表 2-9-5）。

図表 2-9-5 企業メセナ協議会の助成認定制度



## 第3節

# 映画・メディア芸術の振興

## 1 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。

また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③日本映画フィルムの保存・継承を推進しています（図表 2-9-6）。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度からは、国際

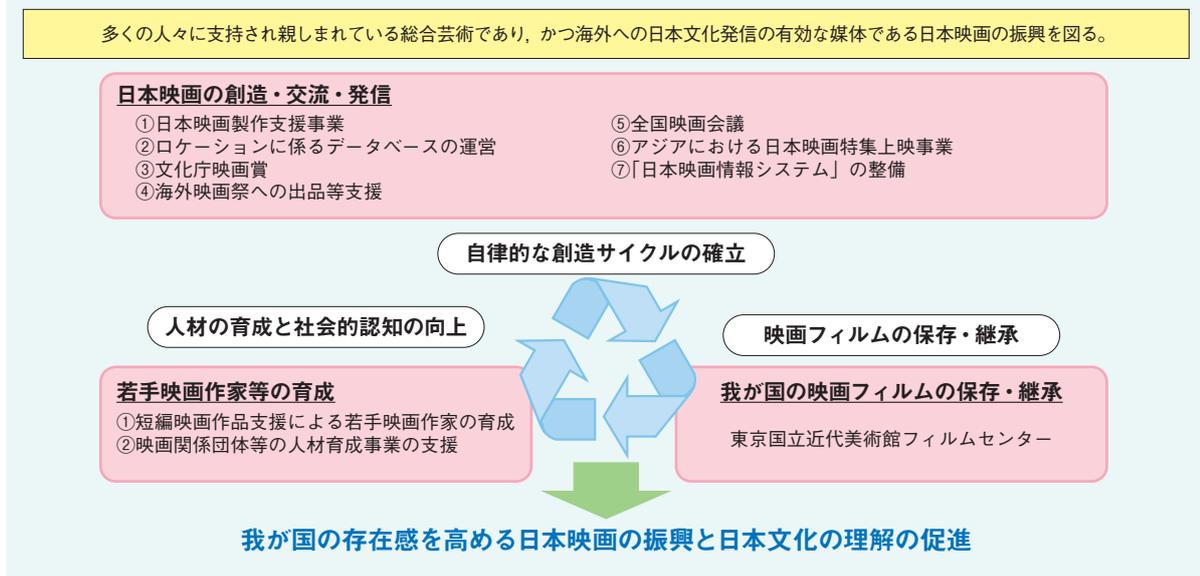


若手映画作家等の育成（ndjc）撮影風景

共同製作による映画製作への支援も行っています。

また、日本映画に関する情報提供を通じてこれらの活動を促進するため、データベースの整備も進めています。

図表 2-9-6 日本映画の振興



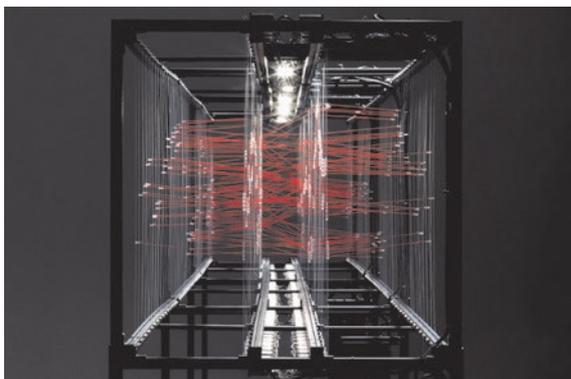
## 2 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。文化庁は、メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動に対する支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。

その一つの柱である「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門について、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から開催しています。29年度には、第20回の受賞作品展を9月に東京都渋谷区初台のNTTインターコミュニケーション・センター [ICC] と東京オペラシティアートギャラリーを中心に開催しました。また、同年8月1日（火）から10月5日（木）を募集期間とし実施した第21回のコンテストには、世界98の国と地域から4,192作品の応募がありました。他にも、過去の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭地方展（29年度は石垣島展、愛知展、京都展を開催）や海外メディア芸術祭等参加事業などを実施しています。

さらに、日中平和友好条約締結40周年事業として、平成30年3月6日から3月11日まで、中華人民共和国福建省厦门市の閩南大戲院において文化庁メディア芸術祭中国・厦門展2018「CHARACTER」を開催しました。

これらの事業を通じて、国内外に優れたメディア芸術作品を発信しています。



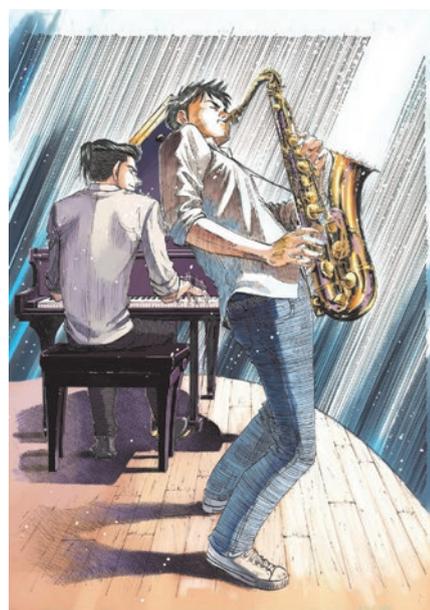
第20回アート部門大賞  
『Interface I』メディアインスタレーション  
Ralf BAECKER [ドイツ]  
©2016 Ralf Baecker  
Photo:Bresadola+Freese, Drama Berlin



第20回エンターテインメント部門大賞  
『シン・ゴジラ』映像作品  
庵野 秀明/樋口 真嗣 [日本]  
©2016 TOHO CO.,LTD.



第20回アニメーション部門大賞  
『君の名は。』劇場アニメーション  
新海 誠 [日本]  
©2016 TOHO CO., LTD. / CoMix Wave Films  
Inc. / KADOKAWA CORPORATION / East  
Japan Marketing & Communications, Inc. /  
AMUSE INC. / voque ting co., ltd. / Lawson  
HMV Entertainment, Inc.



第20回マンガ部門大賞  
『BLUE GIANT』単行本  
石塚 真一 [日本]  
©ISHIZUKA Shinichi/SHOGAKUKAN

## 第4節

# あらゆる人々の文化芸術活動と地域における文化芸術の振興

## 1 子供たちの文化芸術活動の推進

「第2期教育振興基本計画」では、「小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。」とされています。文化庁は、子供たちが、本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するように、以下の施策を実施しています。

### (1) 文化芸術による子供の育成事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供の育成事業」を実施しています。平成29年度は、文化芸術団体による巡回公演を1,834公演、学校への芸術家派遣を2,667か所で実施しました。

### (2) 伝統文化親子教室事業

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供する取組を支援しています。平成29年度は3,552団体の活動を採択しました。

### (3) 全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」（平成29年度は7月31日から8月4日まで宮城県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（29年度は8月26日、27日に開催）をそれぞれ毎年開催しています。さらに、29年度は新たに「全国高校生伝統文化フェスティバル」（12月17日に京都府で開催）を開催しました。

また、高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、指導者の資質向上を目的とした研修会を行っています。

## 2 障害者等の文化芸術活動の推進

文化庁は、障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や助成採択した映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

## 2017 ジャパン×ナントプロジェクト

文化庁は、我が国の障害のある方々による優れた文化芸術活動の成果を世界に向けて発信し、国内外への普及を促進することを目的として、2017（平成29）年10月にフランスのナントで、「2017 ジャパン×ナント プロジェクト」を実施しました。プロジェクトでは、障害のある方々による優れた芸術作品の展覧会や、和太鼓、石見神楽、ダンス及び演劇の公演、バリアフリー映画の上映等を行いました。このように障害のある方々による複数分野の優れた文化芸術活動の成果を、海外から発信することは初めての試みです。

展覧会「KOMOREBI」展では、42名の作家による約900点の作品を出展し、3ヶ月で約5万5,000人が観覧しました。来場者からは、「これだけ多くの日本の障害者による芸術作品を見ることは初めてでとても驚いている」という声が聞かれました。また、日本の文化、美意識に感心する声なども聞かれました。

このほか、「芸術とケアと市民権」についての国際研究フォーラムも開催し、日仏等の専門家や実演家が各セッションで講演や討論を行いました。フォーラムを通して、日本における障害のある方々による文化芸術活動の支援策等を紹介し、多くの方の関心を集めました。

このように、本プロジェクトを通じて、日本の文化芸術への理解を深め、日本文化の評価の向上につながる取組を行いました。



瑞宝太鼓  
(写真提供：大西暢夫)



演劇公演（劇団「じゅう劇場」）  
(写真提供：松永育子)

### 3 地域における文化芸術活動への支援

文化庁は、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材育成など、地域における文化芸術の振興を図っています。

#### (1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施しています（平成29年度採択実績：163件）。

## （2）文化遺産総合活用推進事業

我が国の宝である地域の多様で豊かな文化遺産を活用して、伝統行事・伝統芸能の公開や、後継者養成、古典に親しむ活動、地域の特色ある総合的な取組に対して支援を行っています（平成29年度採択実績：350件）

## （3）国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を広げていくため、都道府県等との共催により、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」を毎年開催しています（平成29年度は奈良県で開催）。

## （4）文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する地方公共団体の総合的な取組や、地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動、全国津々浦々で文化事業を実施するための文化施策推進体制の構築を促進する取組に対して支援を行っています（平成29年度採択実績：139件）。

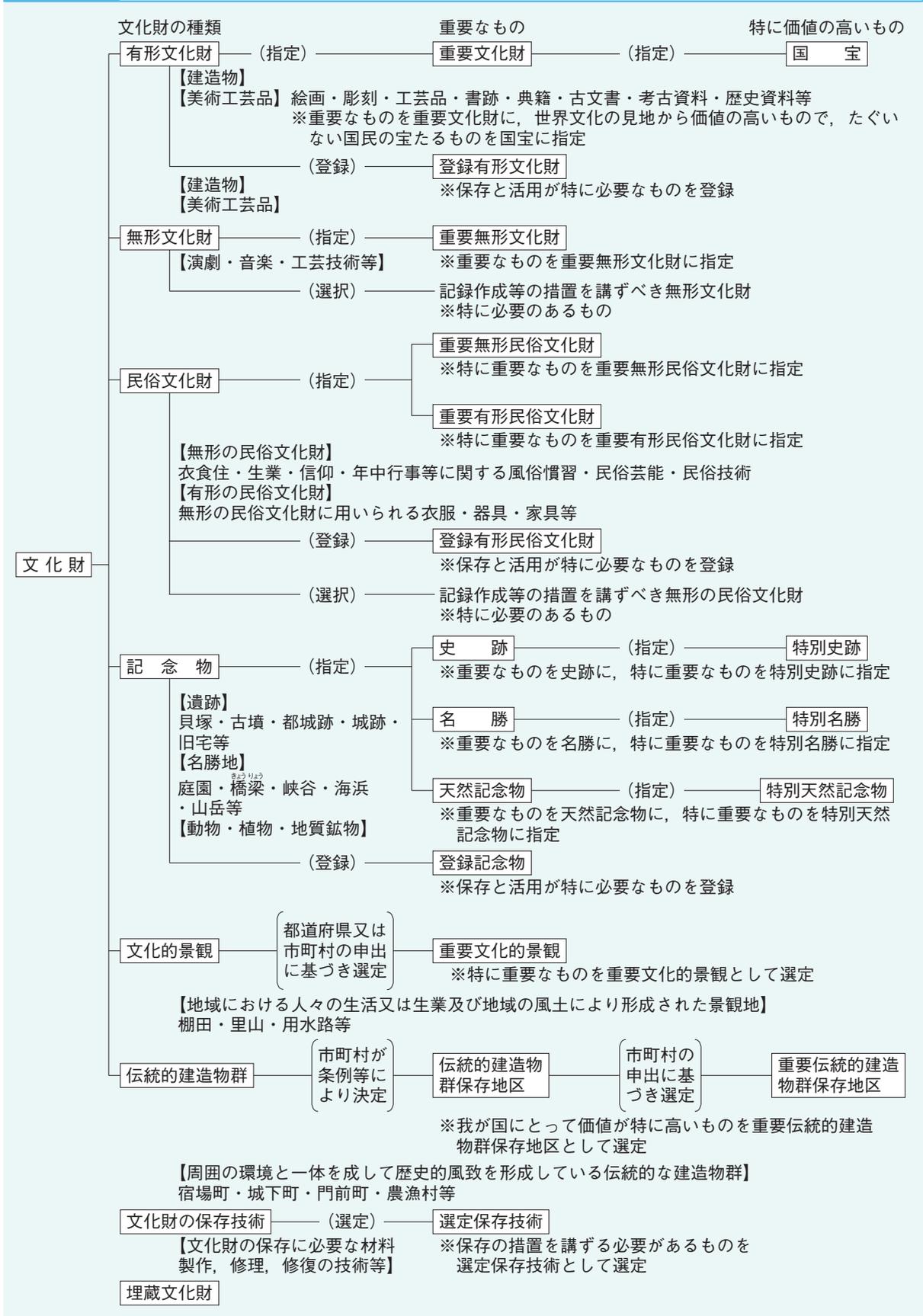
## 4 文化芸術創造都市の推進

文化庁は、文化芸術の持つ創造性を活かして、産業振興、地域活性化等を図る「文化芸術創造都市」の取組を推進しています。例えば、都市政策の中心に文化政策を据える地方公共団体を応援するため、平成19年度から表彰制度を創設し、29年度は、<sup>か</sup>可児市（岐阜県）、北九州市（福岡県）、熊本市を被表彰都市として決定しました。また、文化庁は、各地方公共団体等の連携により設立された「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）」の活動を支援しています。29年度は、創造都市政策セミナー（京都府京都市）や創造農村ワークショップ（徳島県神山町）等を開催しました。

## 第5節 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためにはなくてはならないものです。また、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（[図表 2-9-7](#)、[図表 2-9-8](#)）、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするのみならず、地域の文化財を一体的に活用する取組に対しても支援を行っています。

図表 2-9-7 文化財保護の体系



図表 2-9-8 文化財指定等の件数

文化財指定等の件数 平成30年3月1日現在  
【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	160	2,017
	彫 刻	134	2,701
	工 芸 品	253	2,457
	書跡・典籍	227	1,909
	古 文 書	61	764
	考 古 資 料	47	633
	歴 史 資 料	3	205
計		885	10,686
建 造 物		(284棟) 225	(4,959棟) 2,480
合 計		1,110	13,166

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	62	史 跡	1,805
特 別 名 勝	36	名 勝	410
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,027
計	173 (163)	計	3,242 (3,128)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。  
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、( )内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	39	57 (57)	14	14
工 芸 技 術	39	58 (57)	16	16
合 計	78	115 (114)	30	30

(注) 保持者には重複認定があり、( )内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

220 件

5. 重要無形民俗文化財

303 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

61 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

117 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
71	46	56	33	35 (32)

(注) 保存団体には重複認定があり、( )内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

11,502 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

14 件

3. 登録有形民俗文化財

42 件

4. 登録記念物

106 件

## 1 文化財の活用に向けて

全国各地において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の誇りであるとともに、観光振興等にも資するものです。そのため、文化財を一層活用し、地域活性化につなげていくことが重要です。文化庁は、平成29年度も引き続き「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」を推進し、情報発信、普及啓発、人材育成及び公開活用のための設備整備等、文化財を活用した地域の様々な取組を総合的に支援しました。これにより文化財の適切な保存を基盤としつつ、その積極的な活用にも取り組みました。

### (1) 文化財活用・理解促進戦略プログラム2020

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）等を踏まえ、文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を推進します。これらの方針に基づき、引き続き、「日本遺産」をはじめ文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備するほか、文化財の一体的・面的活用や外国人の方にも分かりやすい解説の整備、文化資源の質の向上などに取り組むことにより、より一層の文化財の活用を図ります。

### (2) 文化財の多言語解説の整備について

我が国の歴史や文化を理解する上で欠かせない文化財を観光資源として活用し、訪日外国人旅行者が文化財の魅力を感じ、楽しめるような環境を整備することは重要です。平成29年9月には、有識者会議における検討を踏まえ、文化財に関する国際発信力強化の方策について提言を取りまとめました。また、30年度から新たに、文化財について多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を観光施策と連携して実施します。訪日外国人旅行者の文化財への理解を深め、地域での体験滞在の満足度向上を目指します。

## 2 有形文化財の保存と活用

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

### (1) 国宝、重要文化財の指定等

文化庁は、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています（[図表 2-9-9](#)、[図表 2-9-10](#)）。

### (2) 保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材等の植物性材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。これらは、原則として有形文化財の所有者によって行われるものですが、ほとんどの場合に多額の経費を要するので、国による補助が行われています。

### ①建造物

文化庁は、地震等から建造物を守るため、耐震診断や耐震補強工事を補助しているほか、火災などの被害から建造物を守るため、自動火災報知設備や避雷設備、消火設備、防犯設備の設置や危険木対策などの環境保全に補助しています。また、ふるさと文化財の森システム推進事業を実施して、文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成するほか、資材の重要性や保存修理の考え方や方法についての理解を深めるため、修理用資材の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理の現場公開及び展示等を行っています。

さらに、建造物を活用するため、活用事例を紹介するほか、NPO法人等による文化財建造物の管理活用事業を実施しています。

### ②美術工芸品

文化庁は、美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取って保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を文化庁において発行しています。（平成29年度3,646件発行）また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

なお、文化庁は、国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状を把握するため、平成26年度に所在の調査を2回実施し、結果を公表しました。その後、28年度末にフォローアップを行いました。フォローアップ調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は164件、追加確認の必要がある文化財は56件でした。現在、所在不明及び追加確認の必要がある文化財の所在確認を進めるとともに、再発防止策を実施しています。

## ○国宝（美術工芸品）

平成29年9月15日指定（計7件）

## &lt;彫刻の部&gt;

- 銅造釈迦如来倚像 (一軀)
- 木造維摩居士坐像 (一軀)
- 木造大日如来坐像 (一軀)
- 木造不動降三世明王坐像 (二軀)

## &lt;書跡・典籍の部&gt;

- 法華経久能寺経 (四巻)
- 宋版一切経 (六千二百二帖)

## &lt;古文書の部&gt;

- 平城宮跡出土木簡 (三千百八十四点)

## &lt;考古資料の部&gt;

- 奈良県東大寺山古墳出土品 (一括)

## ○重要文化財（美術工芸品）

平成29年9月15日指定（計37件）

## &lt;絵画の部&gt;

- 紙本墨画鳥獣人物戯画甲巻断簡 (一幅)
- 紙本金地著色松図(六曲屏風) (一隻)
- 絹本着色一休宗純像 (一幅)
- 絹本着色兜率天曼荼羅図 (一幅)
- 絹本着色日親像(伝狩野正信筆) (一幅)
- 絹本着色三十三観音図(明兆筆) (三十一幅)
- 絹本着色涅槃変相図 (一幅)

## &lt;彫刻の部&gt;

- 木造千手観音坐像 (一軀)
- 木造不動明王立像 (一軀)
- 木造阿弥陀如来及両脇侍坐像 (三軀)
- 木造神像 (十一軀)
- 木造隨身立像 (四軀)

## &lt;工芸品の部&gt;

- 黒紅縷子地菊水文様小袖 (一領)
- 割高台茶碗 (一口)
- 白磁蝶牡丹浮文大瓶(三代清風與平作) (一口)
- 花鳥時絵螺鈿酒器 (六本)
- 三彩兎觥形香炉(奥田頼川作) (一合)

## &lt;書跡・典籍の部&gt;

- 万葉集(紀州本) (二十帖)

- 密要鈔 (六百四点)
- 高麗版一切経 (三巻、二帖、千十六冊)

## &lt;古文書の部&gt;

- 賀茂御祖神社絵図 (一幅)
- 中院一品記(自筆本十一巻)(古写本二巻) (十三巻)
- 妙法院文書(七百二十九通) (四十二巻、二十一冊、二帖、十四幅、四百三十一通、二十七枚、二双、一包)
- 勤修寺文書(九百三十五通) (八十六巻、二十四冊、百二十九通、三綴)

## &lt;考古資料の部&gt;

- 茨城県泉坂下遺跡出土品 (一括)
- 栃木県甲塚古墳出土品 (一括)
- 群馬県下宿遺跡出土品 (一括)
- 東京都野毛大塚古墳出土品 (一括)
- 石棒 (四本)
- 福岡県博多遺跡群出土品 (一括)
- 熊本県方保田東原遺跡出土品 (一括)

## &lt;歴史資料の部&gt;

- 陸奥国仙台領元禄国絵図関係資料 (二百六十五点)
- 明国劄付(前田玄以宛) (一幅)
- ナデ六一四一号電車(大正三年、鉄道院新橋工場製) (一両)
- 東京地下鉄道一〇〇一号電車 (昭和二年、日本車輜製造株式会社製) (一両)
- 日本丸(昭和五年、株式会社川崎造船所製) (一艘)
- 大日本史編纂記録 (二百四十八冊)
- 大造物関係資料(島津家伝来) (六百六十五点)



国宝 奈良県東大寺山古墳出土品  
(国立文化財機構)

図表 2-9-10 平成29年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

国宝（建造物）		
名称	所在地	指定年月日
専修寺御影堂	三重県津市	平成29年11月28日
専修寺如来堂	三重県津市	平成29年11月28日
重要文化財（建造物）		
旧 双葉幼稚園園舎	北海道帯広市	平成29年7月31日
大雄寺	栃木県大田原市	平成29年7月31日
旧 内田家住宅	愛知県知多郡南知多町	平成29年7月31日
聴 竹居（旧藤井厚二自邸）	京都府乙訓郡大山崎町	平成29年7月31日
観心寺恩賜講堂	大阪府河内長野市	平成29年7月31日
旧 和歌山県会議事堂	和歌山県岩出市	平成29年7月31日
白峯寺	香川県坂出市	平成29年7月31日
本河内水源地水道施設	長崎県長崎市	平成29年7月31日
玉御殿	沖縄県島尻郡伊是名村	平成29年7月31日
旧 池田家住宅洋館	秋田県大仙市	平成29年11月28日
旧 久邇宮邸（聖心女子大学）	東京都渋谷区	平成29年11月28日
旧 石川県第二中学校本館	石川県金沢市	平成29年11月28日
北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市	平成29年11月28日
旧 松本区裁判所庁舎	長野県松本市	平成29年11月28日
松 殿山荘	京都府宇治市	平成29年11月28日



国宝 専修寺御影堂・同如来堂（三重県津市）  
（写真提供：専修寺）



重要文化財 旧双葉幼稚園園舎（北海道帯広市）

### 3 無形文化財の保存と活用

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

#### （1）重要無形文化財の指定や保持者等の認定

文化庁は、無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表 2-9-11）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる、「人間国宝」）と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。

また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

## (2) 保存・活用のための取組

文化庁は、重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

図表 2-9-11 平成29年度の重要無形文化財の指定・認定

平成29年10月2日指定・認定

### ○芸能の部

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| のうはやし かた こつづみ | おおくら げんじろう       |
| ・能囃子方小鼓       | 大倉 源次郎           |
| くみどりおんがくたいこ   | ひが きとし           |
| ・組踊音楽太鼓       | 比嘉 聡             |
| ・人形浄瑠璃文楽人形    | おぎの つねとし よしだ かずお |
|               | 荻野 恒利 (芸名 吉田 和生) |

### ○工芸技術の部

- |         |                  |           |
|---------|------------------|-----------|
| こいしわらやき | ふくしま よしぞう        | ふくしま ぜんぞう |
| ・小石原焼   | 福島 善三 (芸名 福島 善三) |           |



重要無形文化財「小石原焼」保持者：福島 善三

## 4 民俗文化財の保存と活用

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

### (1) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

文化庁は、有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています(図表2-9-12)。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

### (2) 保存・活用のための取組

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても

補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

図表 2-9-12 平成29年度の無形民俗文化財の指定

平成30年3月8日指定

○重要無形民俗文化財（計6件）

- ・松前神楽
- ・秩父吉田の龍勢
- ・村上祭の屋台行事
- ・浦佐毘沙門堂の裸押合
- ・輪島の海女漁の技術
- ・勝手神社の神事 踊



重要無形民俗文化財「秩父吉田の龍勢」

## 5 記念物の保存と活用

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。

### （1）史跡、名勝、天然記念物の指定等

文化庁は、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています（図表 2-9-13）。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

図表 2-9-13 平成29年度の史跡・名勝・天然記念物の指定及び登録記念物の登録

○特別史跡

平成29年10月13日指定  
加曾利貝塚



特別史跡 加曾利貝塚

○史跡

平成29年10月13日指定

入の沢遺跡  
瓦塚窯跡  
泉坂下遺跡  
山野貝塚  
陸軍板橋火薬製造所跡  
利神城跡  
都塚古墳

八幡浜街道笠置峠越  
福原長者原官衙遺跡  
三雲・井原遺跡  
城久遺跡

平成30年2月13日指定

様似山道  
猿留山道  
幡羅官衙遺跡群  
幡羅官衙遺跡  
西別府祭祀遺跡  
興道寺廢寺跡  
二俣城跡及び鳥羽山城跡

犬山城跡

由義寺跡  
津和野藩主亀井家墓所 附 亀井茲矩墓  
石見銀山街道  
出雲国山陰道跡



史跡 犬山城跡

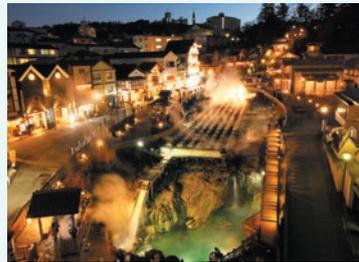
○名勝

平成29年10月13日指定

湯畑  
江馬氏館跡庭園  
櫻井氏庭園  
星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）  
天念寺耶馬及び無動寺耶馬  
鱈戸

平成30年2月13日指定

煙雲館庭園  
旧広瀬氏庭園



名勝 湯畑

○天然記念物

平成29年10月13日指定  
琴ヶ浜

平成30年2月13日指定  
布田川断層帯  
日向岬の柱状節理



天然記念物 布田川断層帯

○登録記念物

平成29年10月13日登録

遺跡関係  
曾屋水道  
南海地震徳島県地震津波碑  
沖縄県鉄道与那原駅跡

名勝地関係

宇都宮大学庭園  
光臺院書院庭園

平成30年2月13日登録

遺跡関係  
穂積橋

名勝地関係

平田氏庭園

## (2) 保存・活用のための取組

文化庁は、歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

## 6 文化的景観の保存と活用

石積みの棚田が営まれる集落、流通・往来の結節点に形成された町場、河川流域の土地利用等、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。

### (1) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村は、「景観法」に基づく景観計画・条例や文化的景観保存計画等によって文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化的景観のうち、文化庁は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要文化

的景観」として選定しています（図表2-9-14）。

図表 2-9-14 平成29年度の重要文化的景観の選定

平成29年10月13日選定	平成30年2月13日選定
阿蘇の文化的景観	最上川上流域における長井の町場景観
阿蘇北外輪山中央部の草原景観	葛飾柴又の文化的景観
阿蘇の文化的景観	智頭の林業景観
南小国町西部の草原及び森林景観	
阿蘇の文化的景観	
浦蓋山麓の草原景観	
阿蘇の文化的景観	
産山村の農村景観	
阿蘇の文化的景観	
根子岳南麓の草原景観	
阿蘇の文化的景観	
阿蘇山南西部の草原及び森林景観	
阿蘇の文化的景観	
阿蘇外輪山西部の草原景観	



重要文化的景観 葛飾柴又の文化的景観

## （2）保存・活用のための取組

文化庁は、地方公共団体が行う文化的景観に関する保存調査や文化的景観保存計画の策定、地域住民が参加するワークショップ等の普及・啓発、重要文化的景観の整備等の事業を補助しています。平成29年度は、21件の重要文化的景観について、重要な構成要素である家屋等の修理・修景や、自然災害等によって被害を受けた構成要素の災害復旧、便益施設や案内板等の設置等の整備が行われました。

## 7 伝統的建造物群の保存と活用

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。

### （1）重要伝統的建造物群保存地区の選定

伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています（図表2-9-15）。

### （2）保存・活用のための取組

文化庁は、伝統的建造物群を持つ市町村が実施する伝統的建造物群の保存状況等の調査を補助しています。また、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表 2-9-15 平成29年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

名 称	所 在 地	選定年月日
やぶしおおやちようおすまでんとうてきけんぞうぶつぐん ほぞんちく 養父市大屋町 大杉伝統的建造物群保存地区	兵庫県養父市	平成29年7月31日
ふくやましともちようでんとうてきけんぞうぶつぐん ほぞんちく 福山市鞆町 伝統的建造物群保存地区	広島県福山市	平成29年11月28日
まつきしまただいなみだいでんとうてきけんぞうぶつぐん ほぞんちく 杵築市北台南台 伝統的建造物群保存地区	大分県杵築市	平成29年11月28日



まつきしまただいなみだいでんとうてきけんぞうぶつぐん ほぞんちく  
杵築市北台南台 伝統的建造物群保存地区

## 8 文化財保存技術の保護

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。

文化庁は、文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

## 9 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

このような埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約46万8,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁は、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第23回目となる平成29年度の展覧会は、東京都江戸東京博物館、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館、三重県総合博物館、安城市歴史博物館、壱岐市立一支国博物館を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財の保護の在り方について指針を示すことを目的として、

文化庁は、「水中遺跡調査検討委員会」における検討に基づき、平成29年10月、水中遺跡保護の在り方に関する報告書を取りまとめました\*<sup>1</sup>。

平成29年度に実施した「発掘された日本列島2017」の主な展示品



おんだしいせきしつとさいしつとま  
押出遺跡出土彩漆土器



しんめい いせきしつと どうたく  
神明遺跡出土銅鐙

## 10 「歴史文化基本構想」の普及・促進

近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み、支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくことが重要です。このため、文化庁は、各地方公共団体が文化財保護に関するマスタープランとして、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用するために策定する「歴史文化基本構想」について、文化財の保存に限らず、文化財を総合的に活かした地域づくりにも役立つものとして、その策定を推進しています。

また、文化庁は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づいて、市町村が地域に根ざした人々の活動と建造物が一体となった良好な市街地の環境を維持・向上させるために策定する「歴史的風致維持向上計画」を国土交通省・農林水産省と共に認定しています。認定された市町村は、国による重点的な支援を受けることができます。

## 11 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存修理・活用等が行われています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で、期間を定めて一般公開しました。4回の公開期間中（111日間）、合計3万8,078人の来館がありました。

高松塚古墳壁画は、壁画修理後の当分の間は古墳の外の適切な場所において保存管理・公開を行うことが決定されており、壁画修理後の古墳現地の扱いや壁画・石室の当分の間の保存管理・公開の方法、場所等について検討を行っています。壁面の修理にはあと2年程度の作業を見込んでいます。また、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても4回の修理作業室の公開を行い、28日間で計9,661人の参加がありました。

\*<sup>1</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/r1392246\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/r1392246_01.pdf)

## 12 世界遺産と無形文化遺産

### (1) 世界遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、1972（昭和47）年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）\*2総会で採択され、我が国は1992（平成4）年に条約を締結しました。2018（平成30）年3月末現在の締約国数は193か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。2018（平成30）年3月末現在で1,073件の遺産（文化遺産832件、自然遺産206件、複合遺産35件）が記載されています。

2017（平成29）年7月、我が国が推薦を行っていた「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が、世界遺産委員会での審議を経て、我が国で21番目の世界遺産として認められました（図表2-9-16）。

現在、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「<sup>も</sup>舌鳥・<sup>ふるいち</sup>古市古墳群」を世界文化遺産として推薦しています。「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、2018（平成30）年夏に開催される世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定です。また、「<sup>も</sup>舌鳥・<sup>ふるいち</sup>古市古墳群」は、2019（平成31）年夏頃の世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表 2-9-16 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	福岡県	平成29年	文化

\*2 参照：第2部第10章第3節

## (2) 無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、2003（平成15）年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、2006（平成18）年4月20日に発効しました。我が国は、2004（平成16）年に3番目の締約国となりました。2018（平成30）年2月末現在、この条約には176か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

我が国は、2008（平成20）年から毎年代表一覧表への提案を続けています。2016（平成28）年11月、「山・鉾・屋台行事」が代表一覧表に記載されたことにより、我が国の記載件数は21件となりました（図表2-9-17）。

文化審議会や無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議を経て、2017（平成29）年度は、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」をユネスコへ提案することが決定しました。

なお、2017（平成29）年3月にユネスコに提案した「来訪神：仮面・仮装の神々」は、2018（平成30）年11～12月にポートルイス（モーリシャス）で開催される第13回政府間委員会で代表一覧表への記載可否が審議される予定です。

図表 2-9-17 「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
能楽	平成20年記載	題目立	平成21年記載
人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	アイヌ古式舞踊	平成21年記載
歌舞伎	平成20年記載	組踊	平成22年記載
雅楽	平成21年記載	結城紬	平成22年記載
小千谷縮・越後上布	平成21年記載	壬生の花田植	平成23年記載
観島のトンドン	平成21年記載	佐陀神能	平成23年記載
奥能登のあえのこと	平成21年記載	那智の田楽	平成24年記載
早池峰神楽	平成21年記載	和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
秋保の田植踊	平成21年記載	和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	山・鉾・屋台行事	平成28年記載
大日堂舞楽	平成21年記載		

## 13 日本遺産の魅力発信

文化庁は、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定する仕組みを平成27年度に創設し、32年までに100件程度の日本遺産を認定することとしています。

平成29年度には、日本遺産審査委員会の審査を経て17件を認定しました（図表2-9-18）\*3。これまでに認定された日本遺産は計54件となり、認定地域に対しては、①コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、②ストーリーの普及啓発、③調査研究、④説明板の設置等の公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。

\*3 平成27年度、28年度の認定一覧については参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon\\_isan/ichiran.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ichiran.html)

さらに、平成29年7月に京都で各認定地域が一同に会する「日本遺産サミット」（約2万2,000人が参加）を開催し、ブース出展などにより地域の魅力発信を行いました。また、9月に東京で開催された「ツーリズムEXPOジャパン」（国内外から約19万人が参加）において日本遺産をPRするための文化庁ブースを出展するなど、日本遺産の認知度の向上等を図っています。加えて、各認定地域の課題に応じた助言等を行う日本遺産プロデューサーの派遣による個々の地域に応じた支援を行うなど、日本遺産全体のブランド力の向上に取り組んでいるところです。

一方、各認定地域の取組の進捗には差もあり、状況に応じたメリハリを付けた事業を促進する必要があります。そのため、外部有識者からなる日本遺産フォローアップ委員会を開催し、各認定地域の取組の評価を行うとともに、必要な改善点を通知しています。これにより、認定地域が自らの課題を認識するとともに事業の見直しを行うことで、より一層の日本遺産を活用した地域活性化を促します。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組むこととしています。

図表 2-9-18 平成29年度「日本遺産（Japan Heritage）」認定一覧

番号	都道府県名	ストーリーのタイトル
1	北海道	江差 <small>えさし</small> の五月は江戸にもない ーニシンの繁栄が息づく町ー
2	山形県・北海道・青森県・秋田県・新潟県・石川県・福井県	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～
3	山形県	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
4	埼玉県	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田 <small>ぎょうだ</small>
5	滋賀県・三重県	忍びの里 伊賀・甲賀ーリアル忍者を求めてー
6	京都府	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
7	大阪府・奈良県	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～
8	兵庫県	播但 <small>はんだん</small> 貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～
9	和歌山県	絶景の宝庫 和歌の浦
10	和歌山県	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
11	島根県	日が沈む聖地出雲 ～神が創り出した地の夕日を巡る～
12	岡山県	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～
13	岡山県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県	きっと恋する六古窯 ー日本生まれ日本育ちのやきもの産地ー
14	高知県	森林鉄道から日本一のゆずロードへ ーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー
15	福岡県・山口県	関門“ノスタルジック”海峡 ～時の停車場、近代化の記憶～
16	熊本県	米作り、二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔「水稲」物語」～
17	大分県	やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく

## 第6節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

### 1 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

文化庁は、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、国内外の文化芸術の発信拠点としての機能が充実するよう、人材養成等の様々な支援を行っています。

また、美術館・歴史博物館の学芸員等の専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図るため、国立美術館・博物館等の協力を得て、企画展示セミナーなど

様々な研修会や講習会等を実施しています。さらに、美術館・歴史博物館の管理・運営や教育普及等を担う専門職員の資質向上を図るため、ミュージアム・マネジメント研修やミュージアム・エドゥケーター研修を実施しています。

Column No. 20

## “未来”へ守りつなげる Wakayama Project —和歌山「わかもの・文化財守り隊」—

和歌山県立博物館では、文化庁事業「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」を活用し、和歌山工業高校や和歌山盲学校と連携して、「さわれるレプリカ」と「さわって読む図録」を作製・企画展示を行い、地域の住民に大変喜ばれています。



工業高校の生徒が3次元データを修正中



3Dプリンタによって作製した仏像のレプリカ  
(文化財の防犯・防災対策にも活用)



さわって読む図録

また、将来起こりうる地震に備え、先人たちが残した「災害の記憶」や文化財の所在を調査し、地域全体で継承することで、地域の防災につながる活動を支援しています。和歌山県立博物館が中心となり、市町村の防災担当部局、教育委員会、中学校、自主防災組織等との連携の下で、中学校の総合的な学習の中で調査し、地域で成果発表を行いました。



調査



調査、中学校での総合的な学習や、地域の学習会での成果発表会の様子

## 2 国立美術館・博物館の開館時間の延長

国立美術館・博物館は、平成28年9月から開館時間を延長して週2回の夜間開館（金・土曜日は20時まで、東京国立博物館は、平成29年4月から金・土曜日21時まで）を実施しています。また、夜間開館と連動して、コンサート・野外シネマなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。

## 3 美術品補償制度の導入等

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等か

ら借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、平成30年3月末現在で30件（29年度は5件）の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。平成29年度は10件の展覧会で公開するために借り受けた美術品等を指定しました。

## 4 登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置<sup>\*4</sup>が設けられています。平成30年3月末現在までに、77件（8,389点）の美術品が登録美術品として登録されています。

## 5 国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館が設置されています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、6館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行っています<sup>\*5</sup>（図表2-9-19）。

「国立映画アーカイブ」は、平成30年4月に東京国立近代美術館フィルムセンターを改組し、我が国で唯一の国立映画専門機関として独立しました。収集・保存・活用機能を一体的に強化し、より一層、我が国の映画文化振興を図ります。

各国立美術館は、定期的に企画展を開催しており、平成29年度は、「日本の家—1945年以降の建築と暮らし」（東京国立近代美術館）、「技を極める—ヴァン クリーフ&アーペル ハイジュエリーと日本の工芸」（京都国立近代美術館）、「北斎とジャポニスム—HOKUSAIが西洋に与えた衝撃」（国立西洋美術館）、「ボイマンス美術館所蔵ブリュッセル『バベルの塔』展 16世紀ネーデルラントの至宝—ボスを超えて—」（国立国際美術館）、「国立新美術館開館10周年 チェコ文化年事業 ミュシャ展」（国立新美術館）などを開催しました。東京国立近代美術館フィルムセンターは、「日本におけるチェコ文化年2017年 チェコ映画の全貌」の上映などを行いました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修を実施したり、国立国会図書館や国立情報学研究所などと連携して美術情報を多元的に発信したりしています。

<sup>\*4</sup> 相続税の物納の特例措置：相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。これまでに2件の美術品が物納されている。

<sup>\*5</sup> 参照：<http://www.artmuseums.go.jp>

図表 2-9-19 国立美術館



**東京国立近代美術館**

昭和27年、我が国初の国立美術館として開館しました。近・現代美術に関する作品、その他の資料を収集・保管・展示し、関連する調査研究や事業を行っています。皇居に近い北の丸公園に、本館のほか、工芸館を設置しています。

【所在地：東京都千代田区】



**京都国立近代美術館**

近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品に重点を置きつつも、写真・デザイン・ファッションや建築等その他の資料も視野に入れながら、収集・保管・展示事業を展開し、関連する調査研究や事業を行っています。

【所在地：京都市左京区】



**国立映画アーカイブ**

昭和27年に開設された国立近代美術館の映画部門（フィルム・ライブラリー）が、昭和44年に東京国立近代美術館フィルムセンターとなりました。

平成30年4月、同館から独立し、我が国唯一の国立の映画専門機関として開館しました。映画フィルム（映画関連資料含む）の収集・上映（展示）・調査研究を行っています。

【所在地：東京都中央区】



**国立西洋美術館**

昭和30年10月8日に日本政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本政府に寄贈返還された松方コレクション（主にフランスの絵画・彫刻）を基礎とした展覧事業を中心に、西洋美術に関する作品や資料の収集、調査研究、保存修復、教育普及、出版物の刊行などを行っています。

【所在地：東京都台東区】



**国立国際美術館**

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術作品、その他の資料のうち、現代美術（主に昭和20年以降）を重点的に収集し、日本と世界の現代美術の動向を分かりやすく展示するとともに、これらに関連する調査研究や事業を行っています。

【所在地：大阪市北区】



**国立新美術館**

我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会の会場を提供するとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開し、関連する調査研究を行っています。

【所在地：東京都港区】

**6 国立文化財機構**

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館

の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています\*<sup>6</sup> (図表 2-9-20)。

\*<sup>6</sup> 参照：<http://www.nich.go.jp>

図表 2-9-20 国立文化財機構



**東京国立博物館**

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわたる美術品・考古資料について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の学術資料を、広く公開しています。

【所在地：東京都台東区】



**京都国立博物館**

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修理所において、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する資料収集、調査研究を実施しています。

【所在地：京都府京都市東山区】



**奈良国立博物館**

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修理所において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。

【所在地：奈良県奈良市】



**九州国立博物館**

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財の収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修復施設において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。

【所在地：福岡県太宰府市】



**東京文化財研究所（写真：キトラ古墳壁画の点検の様子）**

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法によって我が国の有形・無形の文化財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担っています。

【所在地：東京都台東区】



**奈良文化財研究所（写真：平成宮東院地区現地説明会）**

遺跡・建造物・庭園等の土地と結び付いた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査研究を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な研究支援や保護事業への協力等を実施しています。

【所在地：奈良県奈良市】



**アジア太平洋無形文化遺産研究センター（写真：大阪府堺市での無形文化遺産国際シンポジウムの様子）**

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護のための調査研究の推進拠点として、当該地域における危機に瀕（ひん）した無形文化遺産の保護に向けた現地調査や、この分野で活躍する研究機関や研究者についての総合的な情報収集を行っています。また、大阪府堺市と連携協力しながら国際的な文化交流に向けた事業の実施も展開しています。

【所在地：大阪府堺市堺区】

同機構では、国宝・重要文化財を含めて約12万件（平成29年度末現在）の文化財を所蔵しています。

これらの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

平成29年度には、興福寺中金堂再建記念特別展「運慶」(東京国立博物館)、開館120周年記念 特別展覧会「国宝」(京都国立博物館)、「第69回正倉院展」(奈良国立博物館)、特別展「新・桃山展－大航海時代の日本美術」(九州国立博物館)などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所は、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、ミャンマー等アジア諸国を中心とした文化財保存修復協力、ネパールにおける復興支援など、国際交流も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や発掘調査を行う専門職員などに対する研修も行っています。

平成23年10月に日本政府とユネスコの協定に基づき設置されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターは、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点の一つとして様々な活動を行っています。

さらに、国立文化財機構は東日本大震災等における文化財レスキュー事業等の経験を踏まえ、機構内に設置した「文化財防災ネットワーク推進本部」において、今後起こり得る大規模災害にあたって機構が果たすべき文化財の防災・救援業務に係る研究や、文化財等の防災に関する地方公共団体・各種関係団体とのネットワーク構築等を進めています。

## 7 日本芸術文化振興会

### (1) 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています(図表2-9-21)。

平成29年度は、公演事業として、5館で計184公演(1,037回)を実施しました。歌舞伎では、過去に復活した通し狂言「れいげんかめやまほこ霊験亀山鉾一亀山の仇討一」の再演や新歌舞伎作品「さかさき坂崎出羽守」の上演などを行いました(国立劇場)。文楽では、「たまものまへあさひのたもと玉藻前 曦 袂」の43年ぶりの通し上演(国立劇場)、「げんべいぬのびきのたき源平布引滝」二段目の大阪では90年ぶりとなる上演(国立文楽劇場)や、豊竹呂太夫襲名披露公演及び八代目竹本綱太夫五十回忌追善／竹本織太夫襲名披露公演(国立劇場・国立文楽劇場)などを行いました。能楽では、古典作品のほか、新作・復曲作品等の様々な演目を上演しました(国立能楽堂)。組踊等沖縄伝統芸能では、古典作品のほか、上演機会の少ない演目、古典の様式を踏まえた新作等の様々な演目を上演しました(国立劇場おきなわ)。

また、外国人を対象とした「Discover KABUKI」, 「Discover BUNRAKU」, 「Discover NOH & KYOGEN」, 「Discover KUMIODORI」を上演しました。伝承者養成事業では、平成30年3月現在、歌舞伎俳優6人、歌舞伎音楽(竹本)2人、歌舞伎音楽(鳴物)1人、歌舞伎音楽(長唄)2人、大衆芸能(寄席囃子)よせばやし4人、能楽4人、文楽1人、組踊10人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

## (2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています\*7 (図表 2-9-21)。

平成29年度は、公演事業として、計31公演(275回)を実施しました。2017/2018シーズンの主催公演全演目を「開場20周年記念公演」と銘打ち上演を行っています。このうち、「開場20周年記念特別公演」として、30年1月のバレエ「ニューイヤー・バレエ」に続き、4月のオペラ「アイーダ」、5月のオペラ「フィデリオ」の上演が予定されています。実演家研修事業では、30年3月現在、オペラ15人、バレエ12人、演劇36人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場や舞台美術センター資料館において展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。

\*7 参照：<http://www.nntt.jac.go.jp/>



#### 国立劇場

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等の公演を行っています。また、歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・大衆芸能の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情報館を併設しています。

【所在地：東京都千代田区】



#### 国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇術・曲芸などの公演を行っています。施設内の展示室では、演芸に関する資料を展示しています。

【所在地：東京都千代田区】



#### 国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。また、能楽の伝承者（ワキ方・囃子方<sup>はやし</sup>・狂言方）の養成、能楽に関する調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地：東京都渋谷区】



#### 国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として、文楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画などの公演を行っています。また、文楽技芸員（太夫・三味線・人形遣い）の養成、文楽等に関する調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地：大阪府大阪市中央区】



#### 国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽などの公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者（立方・地方）の養成、沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地：沖縄県浦添市】



#### 新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の三つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇等の現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌手・バレエダンサー・俳優などを育成するための研修や、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集などの事業を行っています。

【所在地：東京都渋谷区】

## 第7節

## 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

## 1 国際文化交流の総合的な推進

## (1) 東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

## ①東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓3か国から毎年1都市ずつを選定し、3都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものです。平成26年から開始され、29年には、日本は京都市、中国は長沙市、韓国は大邱広域市が選定され、多彩な文化芸術イベントが実施されました。

## ②「周年事業」における大型文化事業の実施

外交関係樹立100周年など国交の節目の年をとらえて、毎年多くの国・地域との「周年事業」を設定し、両国の友好と相互理解を深めることを目的とした交流事業を実施しています。平成29年は「日・タイ修好130周年」、「日チリ外交関係樹立120周年」などに当たり、文化庁はタイ文化を日本で紹介する展覧会や日本のオーケストラのチリ公演を主催・支援しました。

## (2) 文化関係の国際的な会議の開催・参加

## ①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。平成29年8月に京都府京都市で開催された第9回会合では、「2017京都宣言」を採択し、これまでの3か国の取組を総括し、未来志向の三国間関係を構築することが必要との認識を共有しました。

同宣言では、これまでの会合での合意に基づく、「東アジア文化都市」、「日中韓芸術祭」、「日中韓文化芸術教育フォーラム」などの3か国共同事業のほか、2018年平昌冬季、2020年東京夏季、2022年北京冬季と3か国続けてオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機とし、日中韓共同文化プログラムを積極的に実施していくことが確認されました。

## ②東アジア文化都市サミット

平成29年8月、これまでに東アジア文化都市に選ばれた13都市及びASEAN文化都市の4都市の代表が一堂に会し、「東アジア文化都市サミット」が初めて開催されました。

本サミットでは、各都市における取組の成果を共有し、日中韓3か国の都市間交流をはじめとする文化交流の一層の促進方策について議論が行われ、「東アジア文化都市サミット京都宣言」が採択されました。

## ③ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN+3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合(ASEAN)の10か国と日中韓3か国の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。平成28年8月には、ブルネイで第7回会合及び第2回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。これらの会合における議論を踏まえ、文化庁は、メディア・舞台芸術分野における専門家派遣及び著作権制度整備支援等の取組を行っています。

## ④G7文化大臣会合

平成29年3月に「国民間の対話の手段としての文化」をテーマに、イタリアのフィレン

ツェで、G7の文化大臣会合が初めて開催されました。本会合では、文化の顕著な役割や文化遺産の保護を強化するための国際協力の重要性等を確認した共同宣言が採択されました。

### (3) 芸術家・文化人の交流

#### ①「文化交流使」の派遣

「日本の心を世界に伝える」をテーマに、日本のトップレベルの芸術家や文化人の方々を「文化交流使」に指名しています。文化交流使は世界各国に一定期間滞在し、日本文化を海外の人に知っていただくための芸術・文化活動を行います。平成29年度はメディアアート、能楽、三味線、現代音楽といった分野で活躍中の芸術家・文化人5人が指名され、活動を行いました。また、26年度から中国及び韓国に派遣している「東アジア文化交流使」についても、29年度には3人が両国において講演や展示会などを行いました。

#### ②アーティスト・イン・レジデンス（AIR）への支援

アーティスト・イン・レジデンス（AIR（エアー））とは、国内外の芸術家を招へいし、地域で芸術活動を行うものです。文化庁は、そうした活動を支援し、地域における国際文化交流を推進しています。平成29年度は、18団体に対して支援を行いました。

#### ③ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁は、外国のハイレベルの文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成29年度は、フランス、ドイツ、トルコ、イギリス、アメリカの5か国から6人の専門家を招へいしました。

## 2 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

## 3 文化財国際交流・協力の推進

文化庁は、世界に誇ることができる芸術を創造し、これを国内外に発信するとともに、文化芸術の国際交流・文化遺産の保護における国際協力などを推進しています。

### (1) 文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発などを行っています。

### (2) 国際社会からの要請等に基づく国際支援

文化庁は、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で、文化遺産の保護における国際貢献事業として、①緊急的文化遺産国際貢献事業、②文化遺産国際協力拠点交流事業を実施しています。

#### ①緊急的文化遺産国際貢献事業

平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専

門家交流事業を実施しています。29年度は、イランとシリアを対象に事業を実施しました。

## ②文化遺産国際協力拠点交流事業

平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力をを行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。29年度からは、新規事業としてトルコにおける壁画の保存管理体制改善に向けた人材育成事業や、ASEAN10か国における文化遺産の継承と博物館の新しい役割のための拠点交流事業を実施しました。

## (3) 二国間取り決め等による国際交流・協力

### ①日本古美術海外展

平成29年10月から30年1月までウフィツィ美術館（イタリア・フィレンツェ）において日本古美術海外展「花鳥風月－屏風・襖にみる日本の自然－」展を開催するとともに、29年12月から30年2月にかけては、バンコク国立博物館（タイ・バンコク）において、「日本美術のあゆみ－信仰とくらしの造形－」展を開催しました。「花鳥風月」展では、山水画や花鳥画を題材とする室町から江戸時代にわたる屏風（国宝・重要文化財を含む39件）を展示しました。また、「日本美術のあゆみ」展では、「信仰」と「くらし」に着目し、日本美術を縄文時代から江戸時代まで総合的に紹介する内容で、国宝・重要文化財を含む106件を展示しました。



写真：タイ展



写真：屏風展

### ②イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと日伊文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、積極的な交流を行っています。平成29年度は自然災害による文化財建造物の危機評価に関する協力等の共同プロジェクトが進行しています。

### ③文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や国際的な研究事業等への協力を行っています。文化庁は、平成12年度から文化庁の調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

## (4) 文化財の不法な輸出入等の規制

我が国は、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が

10年間に延長されています。

平成27年10月には、経済産業省告示第199号を受け、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知）を発出しました。これにより、既に輸入規制の対象となっているイラクから不法に持ち出された文化財等に加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となり、原則輸入の承認が行われなくなりました。

### （5）武力紛争の際の文化財の保護

我が国では、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。

また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する行為等が罰則の対象となっています。

## 第8節

# 社会の変化に対応した国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。文化庁は、時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

## 1 国語課題の検討

文化審議会国語分科会は「常用漢字表」（平成22年11月30日内閣告示）を踏まえ、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」<sup>\*8</sup>を取りまとめました。この指針では、印刷文字と手書き文字における表現の違いや、筆写の楷書ではいろいろな書き方があるものなどについて、Q&A式の説明や字形比較表等によって、具体的に分かりやすく解説しています。その後28年4月から「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣いについて」の審議を始め、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」<sup>\*9</sup>を取りまとめました。

## 2 コミュニケーションの在り方及び言葉遣いについて

「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」（平成30年3月2日文化審議会国語分科会）では、I章及びII章で、現代におけるコミュニケーションについての課題を整理し、これからの時代に求められる考え方を提案しました。その上でIII章では、言語コミュニケーションにおける「正確さ」、「分かりやすさ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」という四つの要素（図表2-9-22）を取り上げ、情報や考えを互いにやり取りし、共通理解を深めていくための方策について述べるとともに、Q&A式による、具体的な説明を行っています。

多様化が進む社会においては、これまで以上に歩み寄りを大切にし、相手の言葉を寛容に受け止めつつ、自らは言葉や言葉遣いに留意するとともに更なる語彙を身に付け、またそれらを適切に運用できるよう前向きに取り組む必要があります。情報化に伴い変化してきた伝え合いのための手段や媒体の特性を意識しつつ、四つの要素とそれぞれの観点に留意してよ

\*8 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai\\_jikei\\_shishin.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/jitai_jikei_shishin.pdf)

\*9 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/index.html>

り良い言語コミュニケーションを目指すとともに、その重要性を社会全体で共有していくことが期待されます。

図表 2-9-22 言語コミュニケーション四つの要素



### 3 国語に関する世論調査

文化庁は、社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から「国語に関する世論調査」を実施し<sup>\*10</sup>、その結果を毎年秋に公表しています。29年9月に公表した28年度調査では、文化審議会国語分科会から報告された「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」に関する問いを中心に、全部で28の項目について調査しました。

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ！」を、YouTube文部科学省公式チャンネルMEXTchにおいて公開中です<sup>\*11</sup>。

\*10 参照：[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/kokugo\\_yoronchosa/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html)

\*11 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_shisaku/kotoba\\_shokudo/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html)

## 平成28年度「国語に関する世論調査」 ～今後必要な言葉に関わる知識や能力など～

平成28年度「国語に関する世論調査」では、コミュニケーションの在り方・言葉遣いについて、相手に配慮したコミュニケーション、情報化の中のコミュニケーション、書き言葉のコミュニケーション、具体的な場面における言葉遣い、慣用句等の意味・言い方などを調査しました。ここでは、意見の表明や議論などについての意識と、今後必要な言葉に関わる知識や技能などについて紹介します。

まず、「(a) 人に話をするときには、筋道を立てて分かりやすく話すことを心掛ける方だ」と「(b) 人に話をするときには、相手の気持ちになじむように、やわらかく話すことを心掛ける方だ」のどちらに当てはまるとするかを尋ねました(図表2-9-23)。

「(a) 人に話をするときには、筋道を立てて分かりやすく話すことを心掛ける方だ」が41.0%、「(b) 人に話をするときには、相手の気持ちになじむように、やわらかく話すことを心掛ける方だ」が47.7%、「場合によると思う」が11.0%となっています。

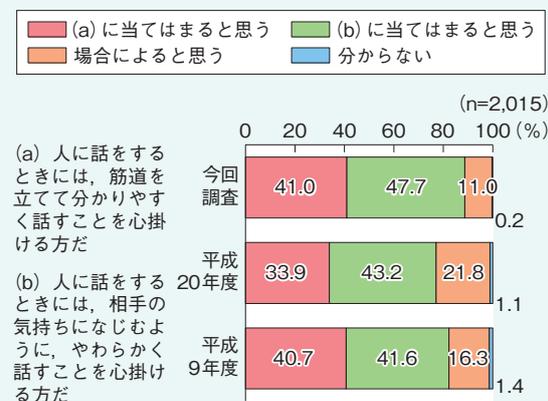
次に、社会生活を送っていく上でどのような言葉に関わる知識や能力などがこれからの時代、特に必要であると思うかを尋ねました(図表2-9-24)。

「説明したり発表したりする能力」が20.7%と最も高く、次いで「相手や場面を認識する能力」が18.9%となっています。過去の調査結果(平成14年度)と比較すると、「相手や場面を認識する能力」は12ポイント増加、「説明したり発表したりする能力」「論理的に考える能力」「分析して要点をつかむ能力」は、それぞれ3ポイント増加しています。一方、「言葉で人間関係を形成しようとする意欲」は3ポイント、「考えをまとめ文章を構成する能力」及び「敬語等の知識」は5ポイント、「漢字や仮名遣い等の文字や表記の知識」は6ポイントそれぞれ減少しています。

そして、社会生活を送っていく上で今後必要な言葉に関わる知識や技能などの上位5項目について、人に話をするときの心掛け別に見ると、図表2-9-25のようになりました。

「相手や場面を認識する能力」と「言葉で人間関係を形成しようとする意欲」では、「(b) やわらかく話す」と答えた人の割合の方が「(a) 分かりやすく話す」と答えた人

図表 2-9-23 意見の表明や議論などについての意識

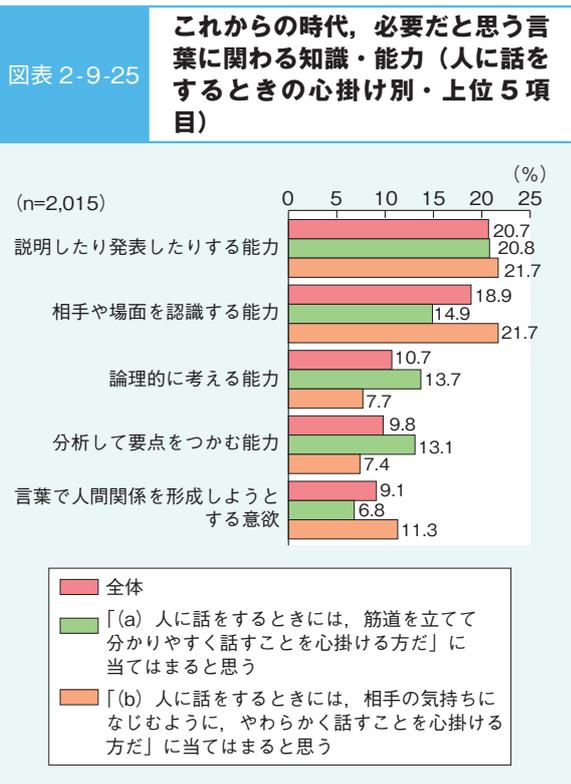


図表 2-9-24 これからの時代、必要だと思う言葉に関わる知識・能力



の割合より高くなっています。「論理的に考える能力」と「分析して要点をつかむ能力」では、「(a) 分かりやすく話す」と答えた人の割合の方が「(b) やわらかく話す」と答えた人の割合より高くなっています。

以上のように、人に話をするときの心掛けの違いに応じて、社会生活を送っていく上で今後必要な言葉に関わる知識や技能についての考え方にも差が見られました。



#### 4 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言<sup>\*12</sup>が消滅の危機<sup>\*13</sup>にあると発表したことを受けて、文化庁は、これらの調査研究や周知の取組等を行っています（図表 2-9-26）。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する調査を行い、その保存・継承のための取組を支援しています。

図表 2-9-26 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山方言（石垣島、波照間島等） 与那国方言（与那国島）
【危険】	八丈方言（八丈島、青ヶ島等） 奄美方言（奄美大島、喜界島、徳之島等） 国頭方言（沖縄本島北部、与論島、沖永良部島等） 沖縄方言（沖縄本島中南部、久米島等） 宮古方言（宮古島、多良間島等）
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

ユネスコが認定した危機言語・方言のうち、平成22年度と24年度にアイヌ語、奄美方言、宮古方言、与那国方言について、25年度と26年度に八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言について、それぞれ危機度の実態や保存・継承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、文化庁は、平成27年度から、危機的な状況を周知するための

\*12 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も「言語」として扱っている。

\*13 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。

「危機的な状況にある言語・方言サミット」と、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。29年度はサミットを北海道札幌市で、研究協議会を東京と札幌市で開催しました。

さらに、平成25年度、26年度には、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承するため、アイヌ語音声資料を文字化したり翻訳や注釈を作成したりするなどアーカイブ（保存記録）化に関する研究を行いました。そして、27年度からは、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援を進めています。29年度は、約160本のアナログ資料を対象としたデジタル化と、北海道白老町しらおいちょうのアイヌ民族博物館及び北海道平取町びらとりちょう立二風谷アイヌ博物館のアーカイブ作成の支援を行いました。

また、文化庁は、東日本大震災によって被災地の方言が危機的な状況にあると考え、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査し、平成25年度から、被災地における方言の活性化支援事業を実施するなど被災地の方言の保存・継承に資する活動を支援しています。29年度には6企画を採択しました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイトで公開しています\*<sup>14</sup>。



危機的な状況にある言語・方言サミット（札幌）



被災地方言の活性化支援事業（八戸）

## 第9節 外国人に対する日本語教育施策の推進

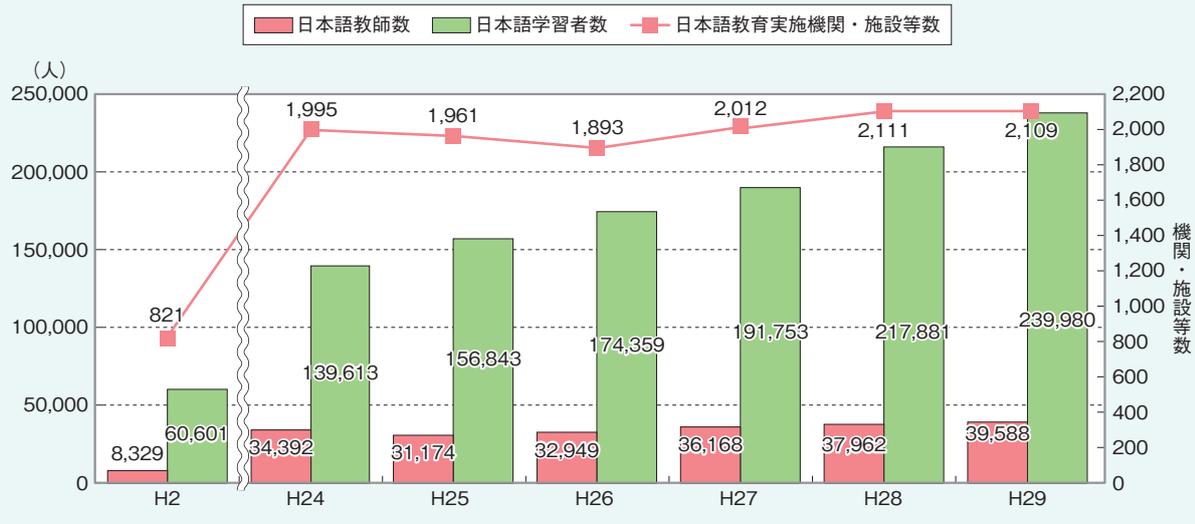
### 1 外国人に対する日本語教育施策

国内の在留外国人数は、約256万人と近年は200万人を超えて推移しており、我が国に中長期に在留する外国人が増加しています（平成29年12月末時点、法務省調べ）。国内の日本語学習者数は、約24万人（29年11月時点、文化庁調べ）となっています。日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表2-9-27）。

このような状況の下で、文化庁は、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています（図表2-9-28）。

\*<sup>14</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_shisaku/kikigengo/index.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html)

図表 2-9-27 国内の日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数の推移



図表 2-9-28 日本語教育に関する主な事業

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援しています。

- 地域日本語教育実践プログラム (A) (B)
- 地域日本語教育スタートアッププログラム
- 地域日本語教育コーディネーター研修

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、定住支援施設退所後も難民及び支援団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

日本語教育に関する調査及び調査研究

日本語教育実施機関・施設・教師などに関する実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策について検討する際の基礎資料とするための各種調査を実施しています。

日本語教育大会等の開催

日本語教育に対する理解の促進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育大会や都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議、研修等を開催し、施策の周知や情報交換を行っています。

- 日本語教育大会 (東京大会・大阪大会)
- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- 都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議

省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報の共有を行っています。また、日本語教育に関する各種コンテンツを集めた「日本語教育コンテンツ共有システム (NEWS)」を作成し、公開しています。

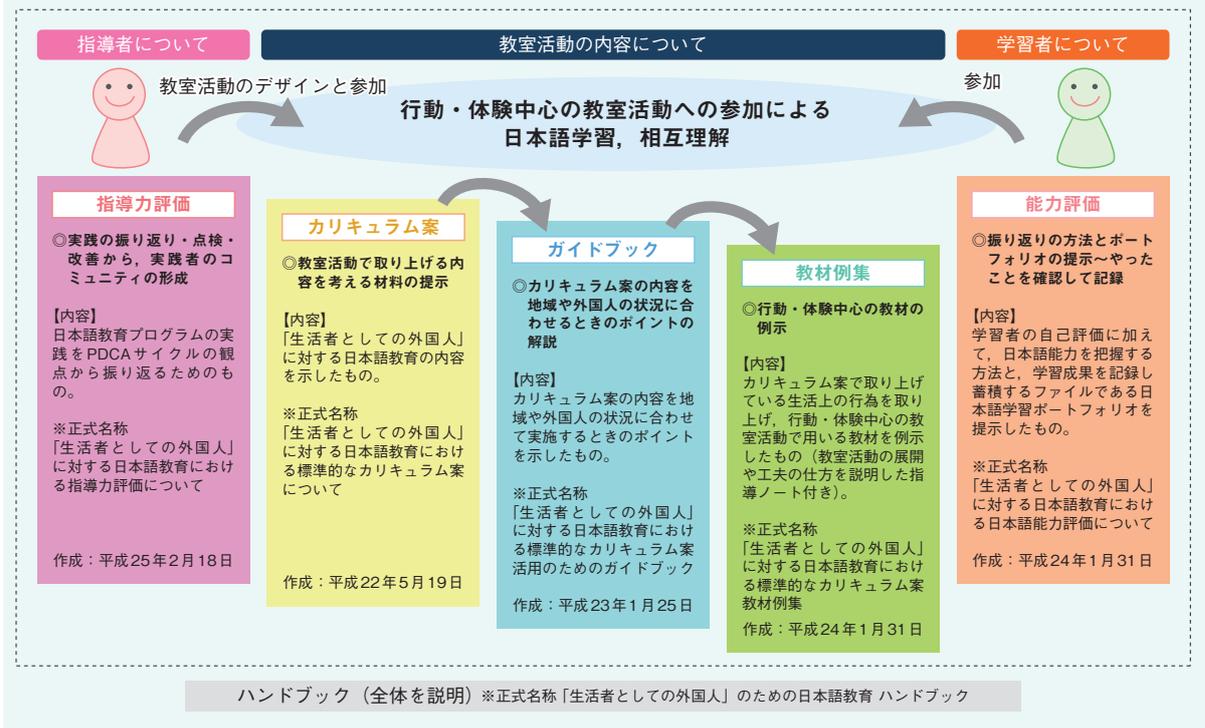


コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進

## 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実

文化庁は、文化審議会国語分科会が取りまとめた『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』など (図表 2-9-29) を踏まえ、これらが地域の日本語教育を推進する上で一層活用されるよう、周知を図っています。

図表 2-9-29 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラム実践のための5点セット



### 3 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会は、「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を11に整理しました。

平成28年5月からは、論点6「日本語教員の養成・研修について」の検討を行い、30年3月2日に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめました。

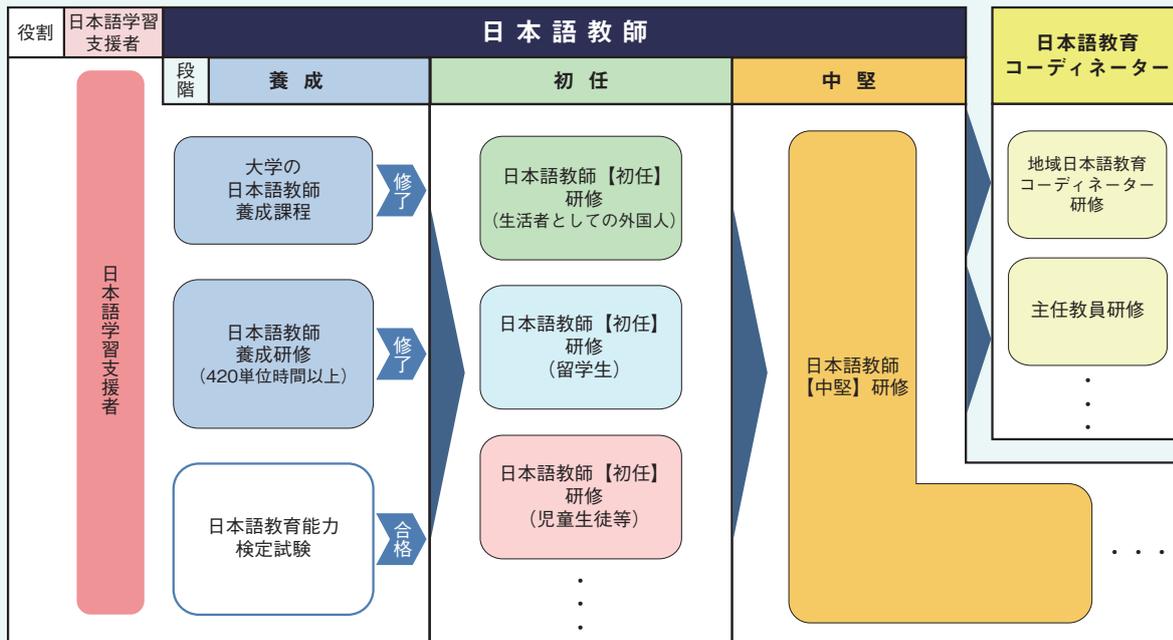
本報告では、日本語教育人材の役割を①日本語教師、②日本語教育コーディネーター、③日本語学習支援者の三つに整理し、日本語教師については養成段階、初任段階、中堅段階に区分しました。さらに、日本語教育コーディネーターについては、地域の日本語教室における地域日本語教育コーディネーターと法務省が告示する日本語教育機関<sup>\*15</sup>における主任教員を検討の対象としました。

また、日本語教育人材に求められる資質・能力、教育内容及び教育課程編成の目安を役割・段階・活動分野ごとに提示しています。特に、日本語教師の養成における教育内容については、教育実習をはじめ、教授法、日本語教育のための日本語分析、文法体系、音韻・音声体系、文字と表記等、50の教育内容を「必須の教育内容」として示しました。

本報告を踏まえた養成・研修が各地で行われることにより、日本語教育人材の質的向上が図られることが期待されます。

\*15 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める、在留資格「留学」が取得できる日本語教育機関

図表 2-9-30 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



## 第10節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

### 1 著作権法の改正

デジタル・ネットワーク技術の進展により新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するための「著作権法の一部を改正する法律」が平成30年5月に成立しました<sup>\*16</sup>。本法律による改正は、「文化審議会著作権分科会報告書」(29年4月)<sup>\*17</sup>を踏まえ、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにすることを内容としています。具体的な内容は以下のとおりです。

これらの改正事項は、(2)を除き、平成31年1月1日から施行される予定です。(2)の事項については、本法律の公布の日から起算して3年以内において政令で定める日から施行されます。

#### (1) 柔軟性のある権利制限規定<sup>\*18</sup>の整備

技術革新により、AIやビッグデータの活用など著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じていることを踏まえ、著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等<sup>\*19</sup>のための著作物の利用について、権利者の許諾なく行えるようにします。また、イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展

\*16 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1405213.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1405213.htm)

\*17 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904\\_shingi\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf)

\*18 「著作権法」は、著作物等を利用する場合には著作権者等の許諾を得ることを原則としつつ、例外的に許諾が不要となる場合を「権利制限規定」として規定している。

\*19 例えば所在検索サービス(例:書籍情報の検索)や、情報解析サービス(例:論文の盗用の検証)など。

に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、権利制限の要件をある程度抽象的に定めた規定を整備しています。

## (2) 教育の情報化の推進

近年、反転授業を通じた主体的な学び等による教育の質の向上や教育機会の拡大のため、ICT活用教育が重要とされており、その推進のための著作権制度上の課題の解決が求められています。ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、著作権者への補償金支払を条件として、許諾なく行えるようにしました。また、「著作権法」改正に加え、教育機関における「著作権法」の研修・普及啓発や「著作権法」の解釈に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備など、「著作権法」の運用面の課題の解決に向け、関係者を中心として取組を進めていくこととしています。

## (3) 障害者の情報アクセス機会の充実

平成25年6月、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が採択されました（28年9月に発効）。マラケシュ条約の締結に向けて、視覚障害者等に加え、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を著作権者の許諾なく行えるようにしました。

## (4) アーカイブの利活用促進

アーカイブした著作物は、利活用が促進されることで、我が国の文化の発展に貢献するものであることを踏まえ、アーカイブした著作物等の一層の利活用に向けて整備を行いました。

美術館等において展示作品を解説又は紹介するために、タブレット端末等の電子機器で展示作品を閲覧可能にすることや、展示作品に関する情報を広く一般公衆に提供することを目的として、その作品の画像をインターネットで紹介することを許諾なく行えるようにしました。また、国及び地方公共団体等が権利者不明著作物に関する裁定制度を利用する際、補償金の事前の供託を不要とすることとしたほか、国立国会図書館による外国の図書館等への絶版等資料の送付を許諾なく行えることとしました。

## 2 著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会は、著作権を取り巻く状況の変化や社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直し等について検討を行っています。平成29年度は、特に以下の事項について検討を行いました。

### (1) リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応

いわゆるリーチサイト<sup>\*20</sup>等による侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長していることから、その対応策の検討が求められています。リーチサイト等の実態及びこれに関する課題、著作権制度に関する要望について関係者からの意見聴取を行い、インターネットの利用を過度に規制することとならないよう、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、検討を行っています。

<sup>\*20</sup> 自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

## (2) クリエーターへの適切な対価還元

音楽やテレビ番組等を私的使用の目的で特定の機器や媒体を用いて録音・録画する者は、著作権者に対して補償金を支払わなければならないとする私的録音録画補償金制度が平成4年に導入されています。新しい機器やサービスの台頭に伴い、制度が録音・録画の実態に対応していないと指摘されていることを受け、クリエイターへの適切な対価還元の在り方について検討を行っています。

## 3 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

### (1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する事業が普及しています。規制緩和の流れの中で、平成13年から施行されている「著作権等管理事業法」の下で27事業者（30年3月1日現在）が著作権等管理事業者として登録を受け事業を行っています。この事業者に対して、適切に事業が行われるよう、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行っています。

また、平成29年度には、音楽教室における演奏等からの使用料徴収をめぐる、一般社団法人日本音楽著作権協会から届出のあった使用料規程について、利用者代表である音楽教育を守る会から、当該使用料規程の実施を保留することを求める文化庁長官の裁定の申請がありました。これに対して、文化庁長官は、文化審議会からの答申を踏まえ、当該使用料規程の実施の保留は行わないとする裁定を行うとともに、一般社団法人日本音楽著作権協会に対して当該使用料規程の実施に当たっての適切な措置について「使用料規程の実施に当たっての適切な措置について」（平成30年3月7日付け 文化庁長官通知）を行いました。

### (2) 権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等の所在が不明の場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物等を適法に利用するための裁定制度の運用を行っています。平成29年度は書籍における著作物や放送番組における実演など5,183件の著作物等の利用について裁定を行いました。なお、29年度には、裁定制度の利用円滑化の観点から裁定の申請手数料の額を最近の裁定手続きに係る運用実績を基に見直し、1万3,000円から6,900円に引き下げる政令改正を行いました（30年4月1日施行）。

また、コンテンツの権利処理の円滑化を目的として、平成29年度から、新規事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」に取り組んでいます。

### (3) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、「著作権法」に基づく登録事務を行っています。

## 4 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

文化庁は、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等の著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年10数か所で開催されています。教材は、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q & Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などで、文化庁ウェブサイトにより広く提供しています\*21。



平成29年度図書館等職員著作権実務講習会（東京会場）

また、文化庁は、平成24年の「著作権法」改正で導入された違法ダウンロードの刑事罰化に関する質問を整理して公開しているほか、関係事業者と連携しつつ周知に努めています\*22。

## 5 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた流通形態がますます多様化しています。我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等のパッケージに加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。文化庁は、このような現状に対応した著作権侵害への対策と国際ルール構築を積極的に推進しています。

### (1) 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のアニメ、音楽、ゲームソフト、マンガなどに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。このため、文化庁は、著作権保護の実効性を高めるための環境整備を目的として、主に以下の取組を行っています。

- ①政府間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の働きかけ
- ②侵害発生国・地域の政府職員を対象とした研修
- ③侵害発生国・地域の一般消費者を対象とした著作権の普及啓発活動

### (2) 国際ルールづくりへの参画

#### ①環太平洋パートナーシップ協定への対応について

「環太平洋パートナーシップ協定」（以下、「TPP12協定」という。）は、アジア太平洋地域の12か国の参画のもとで構築された包括的な経済連携協定です。TPP12協定は幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築することを目指しており、著作権等の知的財産権についても、様々な内容について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっています。

TPP12協定で合意された著作権関係規定のうち、著作物等の保護期間の延長や著作権等侵害罪の一部非親告罪化等の事項に関しては、文化審議会著作権分科会における検討を経て、平成28年12月9日に、「著作権法」の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下、「TPP12整備法」という。）が成立し、TPP12協定が日本国について効力を生ずる日に施行されることとなっていました。

\*21 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

\*22 詳細については参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>

その後、平成29年1月、米国がTPP12協定の離脱を表明したため、11か国による交渉を行い、30年3月8日に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下、「TPP11協定」という。）が署名に至りました。これを受け、30年3月TPP11協定を締結するため、「著作権法」の改正を含むTPP12整備法をTPP11協定が日本国について効力を生ずる日に改めること等を内容とする「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が第196回通常国会に提出されました。

### ②日EU（欧州連合）・EPA（経済連携協定）について

日EU（欧州連合）・EPA（経済連携協定）は、我が国にとって重要なグローバルパートナーであるEUとの経済連携協定です。平成25年3月から交渉を開始し、29年12月に交渉妥結に至りました。日EU・EPAは21世紀の経済秩序モデルとして、知的財産分野についても様々なルールについて規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっています。

著作権分野については、著作物等の保護期間を著作者の死後70年等とすることでEUと合意しています。

今後は日EU・EPAの早期署名に向けての手続きを進めていくと同時に、協定の締結に向けたスケジュールに合わせ必要な措置を講じることとしています。

### ③世界知的所有権機関（WIPO）関連事項について

このほか、国際的ルールづくりへの参画として、現在世界知的所有権機関（WIPO）<sup>\*23</sup>において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。平成24年6月には「視聴覚実演に関する北京条約」が、また25年6月には視覚障害者等のための著作権の制限及び例外を規定した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」が採択されました。「視聴覚実演に関する北京条約」については、26年5月に国会においてその締結が承認され、6月に加入しました。また、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」についても30年4月に国会においてその締結が承認されました。

さらに、EPA（経済連携協定）交渉等の機会を通じて、アジア諸国を中心とする国々に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

## 第11節 宗教法人制度と宗務行政

### 1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万1,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています。（[図表 2-9-31](#)、[図表 2-9-32](#)）

宗教法人制度を定める「宗教法人法」の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由に自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・

\*23 参照：第2部第10章第1節 [3](#)（4）

自律的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子として全体系が組み立てられています。

図表 2-9-31 宗教法人数

(平成28年12月31日現在)

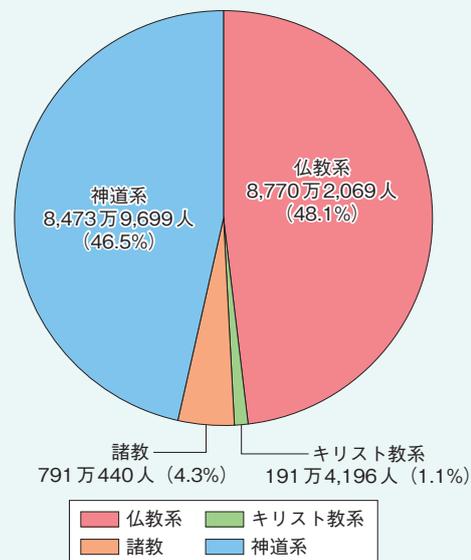
所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣	神 道 系		124	95	219
	仏 教 系		157	304	461
	キリスト教系		64	258	322
	諸 教		29	80	109
	計		374	737	1,111
都道府県知事	神 道 系		6	84,765	84,771
	仏 教 系		11	76,864	76,875
	キリスト教系		7	4,432	4,439
	諸 教		1	14,300	14,301
	計		25	180,361	180,386
合 計		399	181,098	181,497	

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人  
 2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人  
 3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等  
 2 被包括宗教法人：礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成29年版)

図表 2-9-32 系統別信者数

総数1億8,226万6,404人 (平成28年12月31日現在)



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

(出展) 文化庁編『宗教年鑑』(平成29年版)

## 2 宗務行政の推進

### (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。



宗教年鑑など

### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

### (3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

## 第12節 アイヌ文化の振興

### 1 国立アイヌ民族博物館

「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成26年6月13日閣議決定・29年6月27日一部変更）を踏まえて実施した国立アイヌ民族博物館の建物基本設計及び展示基本計画に基づき、建物実施設計及び展示実施設計を行いました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与することを理念としています。

今後は、平成32年4月の開館を目指して、建物工事、展示工事及び運営準備等を進めていく予定です。

### 2 アイヌ文化の振興

文部科学省と国土交通省は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づいて、同法の規定に基づく業務を行う団体として指定された公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する、アイヌに関する研究等の助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰やアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業等を支援しています。